

ダイヤモンドカッターによる 労働災害防止について

本年、岡谷労働基準監督署管内において、コンクリートや石材等を切断、溝付け等の作業を行う際に用いるダイヤモンドカッターを用いて作業を行っていたところ、ダイヤモンドカッターが破損し、破損した一部が被災者の顔面を直撃するといった労働災害が発生しています。

この労働災害については、現在調査中ですが、県外においても、類似の労働災害が発生していることから、ダイヤモンドカッターを使用する際には、製造事業者の取扱説明書等を確認してから使用するとともに、作業開始前の点検を行い、異常が認められたダイヤモンドカッターは使用しないなど、労働災害を防止するための取組をお願いいたします。

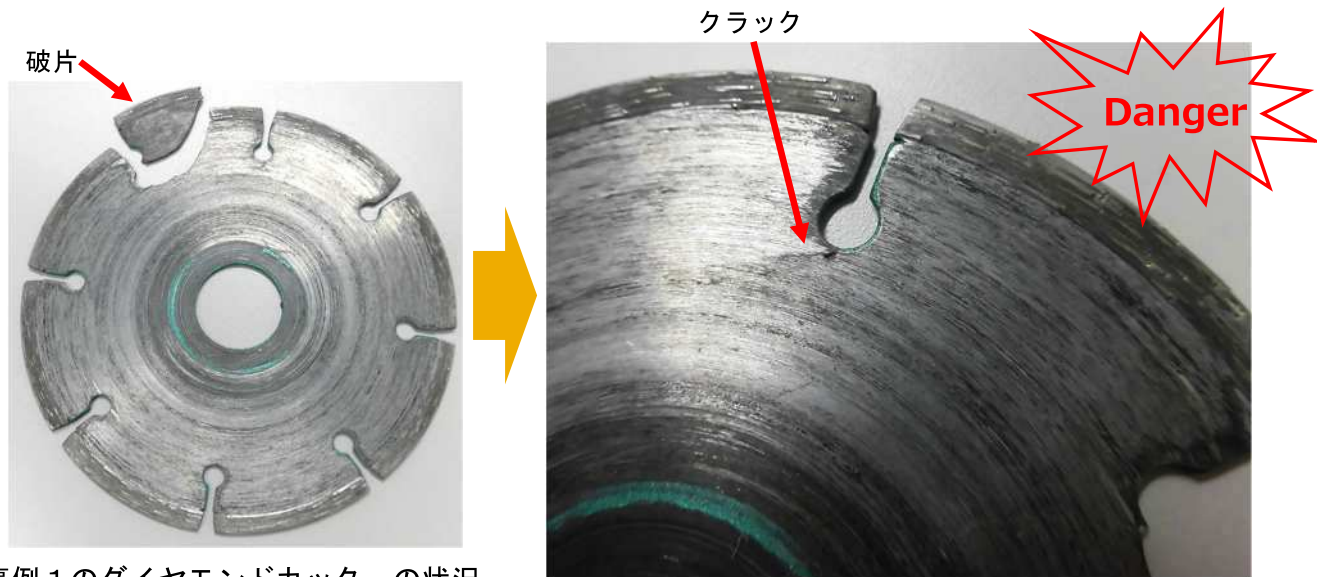
ダイヤモンドカッターが起因する労働災害事例

事例1（当署管内）

工事現場において、ダイヤモンドカッターを用いて、レンガに溝付けを行っていたところ、ダイヤモンドカッターが突然割れ、その破片が顔面（眉間）に刺さった。なお、保護メガネはしていなかった。

事例2（長野県外）

工事現場において、タイルをダイヤモンドカッターで切断作業中、タイルとダイヤモンドカッターが勢いよく割れた。その際、保護メガネをしていなかったため、ダイヤモンドカッターの破片が右目に刺さり、眼球が破裂した。



事例1のダイヤモンドカッターの状況

割れた箇所以外にも、クラックが認められる。

Check

ダイヤモンドカッターの製造事業者の取扱説明書等に記載されている事項を十分に確認して使用するとともに、特に下記事項について留意すること。

- ☞ ダイヤモンドカッターは、直線切り以外に使用しないこと（用途については、取扱説明書等参照）。
- ☞ 作業開始前には、ダイヤモンドカッターの側面にクラック等がないか、確認すること。
特に切り欠き（セグメント）を有するダイヤモンドカッターは、入念に確認を行うこと。
- ☞ ダイヤモンドカッターを装着する電動工具については、安全カバーを必ず装着して使用すること。
- ☞ 保護メガネ（ゴーグル）のほか、必要な保護具を使用すること。